

## 延長期間後一括受付

### 長岡市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 【4 回目、5 回目（延長分）】 (令和 4 年 1 月 21 日~3 月 6 日分)

#### 申請要領

まん延防止等重点措置に伴う要請を受け、感染防止対策を徹底し、営業時間短縮要請等にご協力いただいた飲食店等に対し、協力金をお支払いします。

◆支給額：1 店舗当たり 112.5 万円 ~ 900 万円  
※複数施設を経営する場合は、施設ごとに「1 施設当たりの支給額」を計算し、合算して支給総額を計算します。

◆申請受付期間  
令和4年3月7日（月）～ 4月28日（木）まで（当日消印有効）  
※申請は郵送でお願いします。

<4 回目早期受付に申請された事業者の方について>

営業時間の短縮等の要請の延長期間分（5 回目：2 月 14 日（月）～3 月 6 日（日））の協力金は、3 月 7 日（月）以降に再度申請してください。再度申請しない場合は、延長期間分の協力金が支給されません。

<売上高減少方式を選択して支給額を算出する事業者の方について>

売上高減少方式を選択する場合は、本年 3 月の売上高が確定した 4 月 1 日以降の申請となります。

● **必須**提出書類一覧 ※で必要書類がそろっているか再度ご確認ください。#

書類 番号	必須提出書類	チェッ クリ スト
No.1	支給申請書兼誓約書【専用書式】	<input type="checkbox"/>
No.2	時間短縮営業を行った対象施設情報シート（施設ごと）【専用書式】	<input type="checkbox"/>
	対象施設の外観（施設名が確認できるもの）、及び内観写真	<input type="checkbox"/>
	通常、20時から5時までの間に営業している状況がわかる写真など 例) 対象施設の看板の写真、店頭ポスター、ホームページ、チラシなど ※店舗に掲示等が全くなく、写真等の提出ができない場合は、第三者3名から自著で住所と氏名を記名いただいた上で、提出してください。	<input type="checkbox"/>
	4回目、5回目（延長分）の営業時間の短縮の状況がわかる写真 例) 営業時間の短縮を告知するHP、SNS、店頭ポスターの写真、チラシ、DMなど	<input type="checkbox"/>
	感染防止対策を実施していることがわかる写真 例) アクリル板等の設置、マスク着用推奨、手指消毒の徹底、換気の徹底の様子など 又は、「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証店がわかる写真 例) 認証ステッカーの写真	<input type="checkbox"/>
No.3	協力金支給総額内訳表【専用書式】	<input type="checkbox"/>
No.4	1施設当たりの協力金支給額算出シート【専用書式】 ※4回目分と5回目分（延長分）の両方とも入力の上で提出してください。（一括申請の支給額は4回目分と5回目分の合算となります） ※【通常版】と【要請期間中に認証店になった場合版】に分かれています。その中で、確定申告の種別や開業日に応じて使用するシートを選択してください。	<input type="checkbox"/>
No.5	請求書【専用書式】 ※請求者は申請者（法人の場合は法人名義）と同一としてください。	<input type="checkbox"/>
	請求書別紙 振込口座確認シート【専用書式】 ※振込先口座と口座名義人が確認できる通帳の見開き面の写し等を貼り付けてください。	<input type="checkbox"/>
	申請者本人確認書類 <b>※個人事業主のみ</b> ※マイナンバーカード、運転免許証、保険証等のいずれかの写しを貼り付けてください。	<input type="checkbox"/>
—	対象施設の令和2年又は令和3年の飲食店部門の売上高がわかるもの <b>法人</b> ： <u>法人税確定申告書 別表一</u> の控え（受付印があるもの） <u>法人事業概況説明書</u> （月別売上高）の控え <b>個人事業主</b> ： <u>所得税の確定申告書 第一表</u> の控え（受付印があるもの） 青色申告の方は <u>青色申告決算書</u> （月別売上高）の表面、裏面の控え 白色申告の方は <u>収支内訳書</u> （年間売上高）の表面、裏面の控え ※電子申告した方は、受付印の代用として「メール詳細（受信通知）」を印刷したものを添付してください。 ※売上高減少方式で支給額を算出する、複数の対象施設を営んでいる、要請開始日から1年未満の開業等の場合は、次頁を参照の上で、追加の書類を提出してください。	<input type="checkbox"/>
—	食品衛生法第52条に定める飲食店営業又は喫茶店営業許可証の写し ※対象施設ごとに提出が必要です。また、必ず「許可の有効期間」を確認してください。	<input type="checkbox"/>

※専用書式：長岡市や新潟県が定める様式です。

● **追加提出書類一覧** ※で必要書類を再度ご確認ください。

該当する場合のみ、下記の書類を追加で提出してください。

追加提出書類一覧		チェックリスト
追加提出書類 (条件に該当する場合、提出が必要になります)	<p style="background-color: #e6e6fa; border: 1px solid black; padding: 2px;">売上高減少方式で支給額を算出する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今年1・2月 (5回目 (延長分) は2・3月) の飲食店部門の売上高がわかる売上台帳等の帳簿の写し、及び令和2年又は令和3年の1・2月 (5回目 (延長分) は2・3月) の売上高がわかる売上台帳等の帳簿の写し</li> <li>※対象施設ごとの提出が必要です</li> <li>※売上高減少方式による5回目 (延長分) の支給額の算出には、<u>今年3月の売上高が必要であることから、今年3月の売上高の確定以降 (4月1日以降) に申請できます</u></li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	<p style="background-color: #e6e6fa; border: 1px solid black; padding: 2px;">確定申告書類のみでは各対象施設の「飲食店」の売上高が分からない場合 (例：『複数の対象施設を経営している』、『「飲食店」以外の売上もある』、など)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年又は令和3年の1・2月 (5回目 (延長分) は2・3月) 、または当該年の飲食店部門の売上高がわかる売上台帳等の帳簿の写し</li> <li>※対象施設ごとに提出が必要です</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	<p style="background-color: #e6e6fa; border: 1px solid black; padding: 2px;">令和3年1月22日以降 (5回目 (延長分) は2月15日以降) に開業した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開業日がわかるもの (開業届の写し等)</li> <li>○ 開業日から令和4年1月20日までの飲食部門の売上高がわかる売上台帳等の帳簿の写し (4回目分)</li> <li>○ 開業日から令和4年2月13日までの飲食部門の売上高がわかる売上台帳等の帳簿の写し (5回目分)</li> <li>※対象施設ごとに提出が必要です</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	<p style="background-color: #e6e6fa; border: 1px solid black; padding: 2px;">令和3年1/2~1/21 (5回目 (延長分) は令和3年2/2~2/14まで) に開業した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開業日がわかるもの (開業届の写し等)</li> <li>○ 開業日から令和3年12月31日までの飲食部門の売上高がわかる売上台帳等の帳簿の写し</li> <li>※対象施設ごとに提出が必要です</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	<p style="background-color: #e6e6fa; border: 1px solid black; padding: 2px;">合併・法人成り・事業承継特例を利用する事業者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合併の場合…履歴事項全部証明書の写し</li> <li>○ 法人成りの場合…履歴事項全部証明書の写し、法人設立届出書の写し、個人事業の開業・廃業等届出書の写し</li> <li>○ 事業承継の場合…個人事業の開業・廃業等届出書の写し</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

●協力金の支給について

1 概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新潟県が行う営業時間短縮の協力要請に全面的に協力いただいた飲食店等に対して、協力金を支給します。

2 支給額

施設の事業規模（売上高又は売上高の減少額）によって協力金支給額が異なります。

1事業者あたり、1回限りの申請となります。複数施設を経営する場合は、施設ごとに「1施設当たりの支給額」を計算し、足し上げて支給総額を計算します。また、計算方法は施設ごとに選択が可能です。なお、売上高は、消費税及び地方消費税を除いた、施設内の飲食に係る売上とします（対象外売上例：宅配、テイクアウト、物販等）。

4 回目 (1/21~2/13) 分の支給額の算出方法

(1) 令和3年1月1日までに開業している対象施設

1施設当たりの「協力金」支給額の算出方法

施設ごとに「前年又は前々年の1日当たりの売上高」を計算し、それをもとに算出します。

①前年又は前々年いずれかの1日当たりの売上高を計算

ア. 年間売上高方式（個人事業主で白色申告書）

(②協力金支給額の算出方法は、A.売上高方式のみに適用)

【計算式】年間売上高 ÷ 365日（R3年が比較年の場合）

年間売上高 ÷ 366日（R2年が比較年の場合）

イ. 1・2月方式（個人事業主で青色申告書、中小企業者、大企業）

【計算式】1・2月の売上高 ÷ 59日（R3年1・2月が比較月の場合）

1・2月の売上高 ÷ 60日（R2年1・2月が比較月の場合）



②協力金支給額を算出（A.B.のいずれかを選択）

A. 5時から20時までの時間短縮営業（酒類提供禁止）

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～7万5000円以下	7万5000円超～25万円以下	25万円超～
中小企業者	A 売上高による方法	3万円/日	3～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円		
大企業(売上高減少額による方法)		【計算式】1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円		

B. 5時から21時までの時間短縮営業（酒類提供20時までに限る）※認証飲食店に限る

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～8万3333円以下	8万3333円超～25万円以下	25万円超～
中小企業者	A 売上高による方法	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額		
大企業(売上高減少額による方法)		【計算式】1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額		

(2) 令和3年1月2日~令和3年1月21日までに開業

令和3年1月2日から令和3年1月21日までに対象施設を開業し、青色申告している個人事業主、中小企業者の支給額は開業日から令和3年2月28日までの売上の合計を日割りし「1日当たりの売上高」を計算し、「A.売上高方式」にて「1施設当たりの支給額」を算出します。

令和3年1月2日から令和3年1月21日までに対象施設を開業し、白色申告をしている個人事業主の協力金支給額は、開業日から令和3年12月31日までの売上高の合計を日割りし「1日当たりの売上高」を計算し、「A.売上高方式」にて「1施設当たりの支給額」を算出します。

(3) 新規開業特例 (令和3年1月22日以降に営業開始した施設)

令和3年1月22日から令和4年1月20日までに対象施設を開業し、個人事業主、中小企業者の支給額は開業日から令和4年1月20日までの売上の合計を日割りし「1日当たりの売上高」を計算し、「A.売上高方式」にて「1施設当たりの支給額」を算出します。

但し、開業日数59日未満 (令和3年11月24日以降開業) の場合、「1施設当たりの支給額」は、一律とします。(5時から20時までの時短営業の場合は3万円×協力金対象日数、5時から21時までの時間短縮営業の場合は2.5万円×協力金対象日数)

(4) 合併・法人成り・事業承継特例

時短要請月に対象施設を経営する事業者と前年又は前々年の事業者が異なっているものの、合併・法人成り・事業承継等、事業の継続性があると認められる場合に限り、過去の売上高を基準に「1施設当たりの支給額」を算出することを認めます。

(5) 時短要請期間中に認証飲食店に申請した場合

非認証飲食店で、時短要請中に認証飲食店に申請した日から5時から21時までの時間短縮営業をした場合は、申請日の前日までは5時から20時までの時間短縮営業した場合の計算方法、申請日からは5時から21時までの時間短縮営業した場合の計算方法に変更されます。

※1日当たりの協力金額は、千円単位に切り上げます。

## 5 回目 (2/14~3/6) 分の支給額の算出方法

(1) 令和3年2月1日までに開業し青色申告をしている個人事業主又は中小企業、または、令和3年1月1日までに開業し白色申告をしている個人事業主

### 1施設当たりの「協力金」支給額の算出方法

施設ごとに「前年又は前々年の1日当たりの売上高」を計算し、それをもとに算出します。

#### ①前年又は前々年いずれかの1日当たりの売上高を計算

##### ア. 年間売上高方式 (個人事業主で白色申告書)

(②協力金支給額の算出方法は、A.売上高方式のみに適用)

【計算式】年間売上高 ÷ 365日 (R3年が比較年の場合)

年間売上高 ÷ 366日 (R2年が比較年の場合)

##### イ. 2・3月方式 (個人事業主で青色申告書、中小企業者、大企業)

【計算式】2・3月の売上高 ÷ 59日 (R3年2・3月が比較月の場合)

2・3月の売上高 ÷ 60日 (R2年2・3月が比較月の場合)



②協力金支給額を算出 (A.B.のいずれかを選択)

A. 5時から20時までの時間短縮営業 (酒類提供禁止)

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～7万5000円以下	7万5000円超～25万円以下	25万円超～
中小 企業 者	A 売上高による方法	3万円/日	3～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円		
大企業(売上高減少額による方法)		【計算式】1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円		

B. 5時から21時までの時間短縮営業 (酒類提供20時までに限る) ※認証飲食店に限る

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～8万3333円以下	8万3333円超～25万円以下	25万円超～
中小 企業 者	A 売上高による方法	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額		
大企業(売上高減少額による方法)		【計算式】1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額		

(2) 令和3年2月2日～令和3年2月14日までに開業

令和3年2月2日から令和3年2月14日までに対象施設を開業し、青色申告している個人事業主、中小企業者の支給額は開業日から令和3年3月31日までの売上の合計を日割りし「1日当たりの売上高」を計算し、「A.売上高方式」にて「1施設当たりの支給額」を算出します。

令和3年1月2日から令和3年2月14日までに対象施設を開業し、白色申告をしている個人事業主の協力金支給額は、開業日から令和3年12月31日までの売上高の合計を日割りし「1日当たりの売上高」を計算し、「A.売上高方式」にて「1施設当たりの支給額」を算出します。

(3) 新規開業特例(令和3年2月15日以降に営業開始した施設)

令和3年2月15日から令和4年2月13日までに対象施設を開業し、個人事業主、中小企業者の支給額は開業日から令和4年2月13日までの売上の合計を日割りし「1日当たりの売上高」を計算し、「A.売上高方式」にて「1施設当たりの支給額」を算出します。

但し、開業日数59日未満(令和3年12月18日以降開業)の場合、「1施設当たりの支給額」は、一律とします。(5時から20時までの時短営業の場合は3万円×協力金対象日数、5時から21時までの時間短縮営業の場合は2.5万円×協力金対象日数)

(4) 合併・法人成り・事業承継特例

時短要請月に対象施設を経営する事業者と前年又は前々年の事業者が異なっているものの、合併・法人成り・事業承継等、事業の継続性があると認められる場合に限り、過去の売上高を基準に「1施設当たりの支給額」を算出することを認めます。

(5) 時短要請期間中に認証飲食店になった場合

非認証飲食店で、時短要請中に認証飲食店になった日から5時から21時までの時間短縮営業をした場合は、認証店になった日の前日までは5時から20時までの時間短縮営業した場合の計算方法、認証店になった日からは5時から21時までの時間短縮営業した場合の計算方法に変更されます。

※1日当たりの協力金額は、千円単位に切り上げます。

### 3 対象要件

協力要請の対象施設を営む法人又は個人事業主であって、以下の要件をすべて満たす者を対象とします。

(1) 長岡市内で食品衛生法に定める営業許可を取得している対象施設を、令和4年1月20日以前から営業している実態があり、申請時点において営業を継続していること。

対象区域：長岡市全域

対象施設：食品衛生法の飲食営業許可を受けている店舗

(結婚式場、居酒屋、バー、カラオケボックス等を含む)

【対象外店舗の具体例】

宅配・テイクアウト専門店、コンビニ等のイトインスペース、飲食スペースのないキッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設

(2) 協力要請の対象期間の全ての日において、経営する全ての対象施設が営業時間短縮の要請に全面的に協力いただくこと。

対象期間：令和4年1月21日(金)0時から令和4年3月6日(日)24時まで

※4回目：令和4年1月21日(金)0時から令和4年2月13日(日)24時まで

※準備等、やむを得ない事情がある場合は、1月24日(月)0時までに協力を開始

その際は、準備期間の日数は支給対象日数から除かれます

※5回目(延長分)：令和4年2月14日(月)0時から令和4年3月6日(日)24時まで

要請内容：

1. 営業時間の短縮及酒類提供の制限

①営業時間を5時から20時までとし、酒類の提供を行わないこと(利用者の持込を含む)

ただし、「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店」は、②を選択することも可能

②営業時間を5時から21時までとし、酒類の提供は20時までに限ること(利用者の持込を含む)

※「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店」以外の店舗は、酒類の提供が終日禁止されます。

2. 人数の制限(上記①と②共通)

同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること

※感染が急速に拡大していることから、ワクチン・検査パッケージ制度等の適用は行わない

※「全面的な協力」とは、令和4年1月21日(金)0時から令和4年3月6日(日)24時までの期間中、全ての日において5時から20時(新潟県の「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証飲食店(申請中を含む)については、21時)までの時間短縮営業にご協力いただくことです。長岡市内で複数の対象施設を運営している場合は、全ての対象施設において時間短縮営業にご協力いただくことが必要です。1つでも要請に協力いただけない対象施設がある場合は支給できません。

※従前より、5時から20時までの時間の範囲内で営業している場合は対象外となります。

(3) 新潟県がとりまとめた「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」を確認し、感染防止対策を徹底していること。

※感染防止対策を十分に実施した上での営業をお願いします。「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」は以下URLよりダウンロードできます。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/bunkashinko/guideline.html>

(4) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団（長岡市暴力団排除条例（平成24年長岡市条例第50号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、申請事業者の経営に実質的に関与していないこと。

#### 4 申請受付期間

令和4年3月7日(月)から令和4年4月28日(木)まで（当日消印有効）

#### 5 申請書類等の入手方法

申請書等の様式は、長岡市ホームページからダウンロードできます。

○ダウンロードページへの進み方

トップ>くらし・手続き>新型コロナウイルス>

まん延防止等重点措置に伴う時短要請の協力のお願い及び協力金について



また、長岡市事業者向け総合相談窓口か、各支所産業建設課（栃尾支所は商工観光課）窓口でも配布いたします。

#### 6 申請方法

長岡市事業者向け総合相談窓口へ、申請書に必要書類を添えて**郵送で提出**してください。

宛先：〒940-8501（住所不要） 長岡市事業者向け総合相談窓口 宛

※封筒に「感染症拡大防止協力金申請書類 在中」と大きく記載してください。

※封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

#### 7 支給の決定及び支給の開始

(1) 本協力金は、提出書類の受理後、内容を審査し、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。審査後、適正と認められる場合に支給します。

(2) 審査の結果、本協力金の支給（不支給）の決定をしたときは、支給（不支給）に関する通知を送付します。**通知が届いたのち、概ね2週間程度**で指定口座へ振り込みます。

(3) **申請書類に疑義や再提出がある場合は、審査が全て完了した後の振り込みになります。**

#### 8 その他

(1) 本協力金の支給に関して、必要に応じ、実地検査や報告を求められることがあります。

(2) 本協力金の支給の決定後、申請内容に関して、虚偽や不正等が発覚した場合は、支給の決定を



取り消します。この際、協力金が交付済みの場合、協力金の返還を求めるとともに、協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じた追徴加算金（協力金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を合わせて請求します。また、事業者名や対象施設名等の情報を公表する場合があります。

- (3) 長岡市が指定する期間内において申請内容の不備等を解消するための再度の申請等を申請者が行わなかった場合、申請を辞退したものとみなします。
- (4) 申請内容に関する軽微な修正については、長岡市が補正します。
- (5) 申請書類及び添付書類の内容について、長岡市が他の行政機関や警察等に確認等を行う場合があります。また、他の行政機関や警察等が協力金の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であり、当該審査に必要な限度で、申請書類及び添付書類に記載された情報を他の行政機関や警察等の求めに応じて情報提供する場合があります。
- (6) 支給（不支給）の通知を送付する際に、長岡市と楽天グループとの包括連携協定に基づき、飲食店の皆様に対するHACCP対応に向けた無償支援セミナーの案内や、楽天グループからの連絡のための同意書等を同封します。あらかじめご了承ください。

## 9 お問い合わせ

### 長岡市事業者向け総合相談窓口

TEL : 0258-39-1238 (平日 9時から17時まで)

電話がつながりにくい場合は、以下の番号におかけください。

TEL : 0258-39-2402 (産業イノベーション課) 、0258-39-2228・2298 (産業立地課)

## 協力金の不正受給は犯罪です！

- ・ 協力金支給後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、支給済協力金の全額と、不正受給日から返還日まで、年利10.95%の割合で算定した追徴加算金を請求します。
  - ・ 協力金の支給審査において、必要に応じて対象店舗の営業時間短縮の取り組みに係る実施状況に関する検査又は報告を求めることがあります。
  - ・ 以下のような虚偽申請は絶対に行わないでください。
    - ✓ 客を滞在させて営業しているにもかかわらず、時短要請に応じたようにみせかける。
    - ✓ 既に廃業しているにもかかわらず営業実態があるように見せかける。
    - ✓ 通常は20時に閉店しているが、21時閉店と偽り、時短要請に応じたように見せかける。
    - ✓ 飲食店等を運営する事業者でないにもかかわらず、対象事業者を装い申請する。
- 例) テイクアウト専門店が店内に飲食スペースがあるように見せかける 等

〔参考〕「中小企業」の定義について（中小企業基本法第2条第1項）

業 種	以下のいずれかに該当する場合	
	資本金	従業員
① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5,000万円以下	50人以下
④ サービス業	5,000万円以下	100人以下

※飲食店は、「③小売業」に該当します。